

議案第 6 号

成田市基本計画の策定について

成田市基本計画を別冊のとおり策定することについて、成田市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成 22 年条例第 13 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

成田市長 小 泉 一 成



議案第7号

成田市行政組織条例の一部を改正するについて

成田市行政組織条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市行政組織条例の一部を改正する条例

成田市行政組織条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中福祉部の項の次に次のように加える。

こども未来部

- (1) こども政策に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 保育に関すること。

第2条の表中健康こども部の項を次のように改める。

健康推進部

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1 14 教育委員会の項事務の欄中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2 6 市長の項事務の欄中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

成田市副市長定数条例の一部を改正するについて

成田市副市長定数条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市副市長定数条例の一部を改正する条例

成田市副市長定数条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第10号

成田市職員の修学部分休業に関する条例を制定するについて

成田市職員の修学部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認等)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第108条に規定する短期大学

(3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校

(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(5) 学校教育法第134条に規定する各種学校

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内の期間とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の期間の延長)

第4条 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が第2条第4項に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日及び期間の延長を必要とする理由を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 修学部分休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条第1項の規定は、修学部分休業の期間の延長の承認について準用する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第5条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

- 2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(成田市任期付職員の採用に関する条例の一部改正)
- 2 成田市任期付職員の採用に関する条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。  
(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による承認  
(成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 3 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第15条第2項中「又は」を「, 」に改め、「いう。）」の次に「又は修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。



議案第 1 1 号

成田市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を  
廃止するについて

成田市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成  
1 3 年条例第 2 4 号）を次のように廃止する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例

成田市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成  
13年条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の成田市国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の規定により出産に要する費用を支払うための資金の貸付けを受けている者については、同条例第8条から第11条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第12号

成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止するについて

成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第9号）を次のように廃止する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の成田市国民健康保険高額医療費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の規定により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の規定による高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金の貸付けを受けている者については、同条例第8条から第11条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。



議案第13号

成田市手数料条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市手数料条例の一部を改正する条例

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書」を「戸籍証明書」に改める。

別表第2手数料の種類のカラム中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書」を「戸籍証明書」に改め、同表中戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件につき 400円
--	------------

別表第2手数料の種類のカラム中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍の記録事項の証明書」を「除籍証明書」に改め、同表中除かれた戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料の項の次に次のように加える。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の	1件につき 700円
---	------------

規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第2手数料の種類欄中「又は戸籍」を「、戸籍」に改め、「記載事項の証明書」の次に「又は届書等情報の内容の証明書」を加え、「戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料」を「戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改める。

別表第7中建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場  
合の制限の緩和に係る許可申請手数料の項の次に次のように加える。

既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料	1 件 に つ き 27,000円
既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の	1 件 に つ き 27,000円

道路内の建築 制限に係る特 例認定申請手 数料		
----------------------------------	--	--

申請に係る低炭素建築物新築等計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外

申請に係る低炭素建築物新築等計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外

別表第11中

の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第

を

の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第

に改める。

1 項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合

1 項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合

別表第12中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料」に、

「申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住宅、長屋その他一戸建て

「申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住宅、長屋その他一戸建て

の住宅以外の住宅  
（以下この表において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この表において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下この表において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」とい

を

の住宅以外の住宅  
（以下この表において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この表において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下この表において「複合建築物」という。）の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」とい

に、

う。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合

う。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合

備考

- 1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。
- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー

を



一消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。

備考

- 1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。
- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。

に、

備考

- 1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。

を

備考

- 1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、

それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合について準用する。

に、

申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の交付

を

る法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の

に改める。

を受けたこと  
を証する書類  
イ 都市の低炭  
素化の促進に  
関する法律第  
54条第1項  
に規定する認  
定に係る都市  
の低炭素化の  
促進に関する  
法律施行規則  
(平成24年  
国土交通省令  
第86号)第  
43条第2項  
に規定する通  
知書の写し及  
び検査済証の  
交付を受けた  
ことを証する  
書類

ウ ア及びイに  
掲げるものの  
ほか、これに  
類するものと  
して市長が定  
めるもの

交付を受けた  
ことを証する  
書類  
イ 都市の低炭  
素化の促進に  
関する法律第  
54条第1項  
に規定する認  
定に係る都市  
の低炭素化の  
促進に関する  
法律施行規則  
(平成24年  
国土交通省令  
第86号)第  
43条第2項  
に規定する通  
知書の写し及  
び検査済証の  
交付を受けた  
ことを証する  
書類

ウ ア及びイに  
掲げるものの  
ほか、これに  
類するものと  
して市長が定  
めるもの

--	--

別表第17金額の欄中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同表中

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,410,000円
---	---------------------

円」に改め、同表中

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,720,000円
---	---------------------

を

に改め、同表金額

の欄中「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び別表第2の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

議案第14号

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正するについて

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を  
「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によっ  
て直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行う  
ことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に  
供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第15号

成田市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて

成田市保育所設置条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

成田市保育所設置条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和6年4月1日」を「公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の6.59」に改める。

第4条中「19,800円」を「21,000円」に改める。

第5条第1号中「17,000円」を「18,100円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「9,050円」に改め、同条第3号中「12,750円」を「13,575円」に改める。

第6条中「100分の1.73」を「100分の1.95」に改める。

第7条中「7,000円」を「7,900円」に改める。

第8条中「100分の1.68」を「100分の1.72」に改める。

第9条中「15,000円」を「15,300円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「13,860円」を「14,700円」に改め、同号イ(ア)中「11,900円」を「12,670円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「6,335円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「9,503円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,530円」に改め、同号エ中「10,500円」を「10,710円」に改め、同項第2号ア中「9,900円」を「10,500円」に改め、同号イ(ア)中「8,500円」を「9,050円」に改め、同号イ(イ)中「4,250円」を「4,525円」に改め、同号イ(ウ)中「6,375円」を「6,788円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「3,950円」に改め、同号エ中「7,500円」を「7,650円」に改め、同項第3号ア中「3,960円」を「4,200円」に改め、同号イ(ア)中「3,400円」を「3,620円」に改め、同号イ(イ)中「1,700円」を「1,810円」に改め、同号イ(ウ)中「2,550円」を「2,715円」に改め、同号ウ中

「1,400円」を「1,580円」に改め、同号エ中「3,000円」を「3,060円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,970円」を「3,150円」に改め、同号イ中「4,950円」を「5,250円」に改め、同号ウ中「7,920円」を「8,400円」に改め、同号エ中「9,900円」を「10,500円」に改め、同項第2号ア中「1,050円」を「1,185円」に改め、同号イ中「1,750円」を「1,975円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「3,160円」に改め、同号エ中「3,500円」を「3,950円」に改める。

第21条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第21条の2及び第23条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第17号

成田市介護保険条例の一部を改正するについて

成田市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市介護保険条例の一部を改正する条例

成田市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「同項第1号に規定するもの」に改める。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「28,800円」を「28,900円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「43,500円」に改め、同項第3号中「43,200円」を「43,800円」に改め、同項第4号中「51,800円」を「57,200円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「63,300円」を「76,300円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「69,100円」を「82,600円」に改め、同号ア中「150万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「74,800円」を「95,400円」に改め、同号ア中「150万円以上190万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「86,400円」を「108,100円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円」を「320万円以上420万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「92,100円」を「120,800円」に改め、同号ア中「290万円以上380万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「97,900円」を「133,500円」に改め、同号ア中「380万円以上570万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「103,600円」を「146,200円」に改め、同号ア中「570万円以上760万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「115,200円」を「152,600円」に改め、同号ア中「760万円以上1,000万円」を「720万円以上820万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「,第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「126,700円」を「159,000円」に改め、同号ア中



「1,000万円以上1,500万円」を「820万円以上1,000万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「次号イ又は第16号イ」に改め、同項第15号中「138,200円」を「165,300円」に改め、同号ア中「1,500万円以上2,000万円」を「1,000万円以上1,500万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第16号を次のように改める。

(16) 次のいずれかに該当する者 178,000円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 190,800円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,200円」を「18,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,200円」を「18,100円」に、「23,000円」を「30,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,200円」を「18,100円」に、「40,300円」を「43,500円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第15号イ」を「第15号イ若しくは第16号イ」に、「から第15号」を「から第16号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の成田市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第18号

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部  
を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する  
について

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改  
正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号と

し、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が，指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所，施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り，同条中第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし，第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「，第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り，第3号を第2号とし，同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については，同号ア中「1」とあるのは，「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会におい



て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が

可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関と

の間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2」に改める。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(成田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 成田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催

するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定す

る新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「，第61条及び第63条の2」に改める。  
(成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け，又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて，当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第1項第31号において同じ。）を行う場合にあっては，当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め，同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，指定居宅介護支援事業所が，公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し，かつ，事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は，利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第1項中第30号を第32号とし、同項第29号中「により、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同項第31号とし、同項中第28号を第30号とし、第16号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同項第15号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。



- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第1項中第15号を第17号とし、同項第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第15条第2項中「第3号から第12号」を「第5号から第14号」に、「同項第13号」を「同項第15号」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第15条第1項第13号」を「第15条第1項第15号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第15条第27号」を「第15条第1項第29号」に改める。

（成田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 成田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者

である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に

「（第32条第1項第32号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第1号中「第32条第1項第14号」を「第32条第1項第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第1項第7号」を「第32条第1項第9号」に改め、同号エ中「第32条第1項第16号に規定する」を「第32条第1項第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第1項第14号」を「第32条第1項第16号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第1項第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第1項第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同項第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第1項中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第32条第1項に次の1号を加える。

(32) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。

第32条第2項中「第3号から第13号」を「第5号から第15号」に、「同項第14号」を「同項第16号」に改める。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「第32条第27号」を「第32条第1項第29号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、

「削除」と、第2条の規定による改正後の成田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の成田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第106条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第189条にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第19号

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正するについて

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第20号

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについで

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第4に次のように加える。

小泉防音集会所	成田市小泉445番地1
---------	-------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

成田市営住宅条例の一部を改正するについて

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市営住宅条例の一部を改正する条例

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加え、同号ウ中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部を改正するについて

成田市開発行為等の基準に関する条例（平成 15 年条例第 29 号）の一部を  
次のように改正する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

成田市開発行為等の基準に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号及び4項を加える。

- (6) 法第18条の2第1項に規定する基本方針等において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設（以下「流通業務施設等」という。）の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為であつて、当該区域において市長が定める公共施設の計画に適合するもの
- ア 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。
  - イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。
  - ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。
- 2 市長は、前項第6号の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、成田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項第6号の規定により区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 第1項第6号の規定による区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 第1項第6号及び前3項の規定は、同号の規定により指定した区域の変更又は廃止について準用する。

第8条中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 23 号

成田市下水道事業の設置等に関する条例及び成田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するについて

成田市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年条例第 41 号）及び成田市水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市下水道事業の設置等に関する条例及び成田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(成田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 成田市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(成田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 成田市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第24号

新清掃工場関連付帯施設アクセス道路築造工事（地盤改良工）請負契約  
の締結について

下記のとおり契約を締結する。

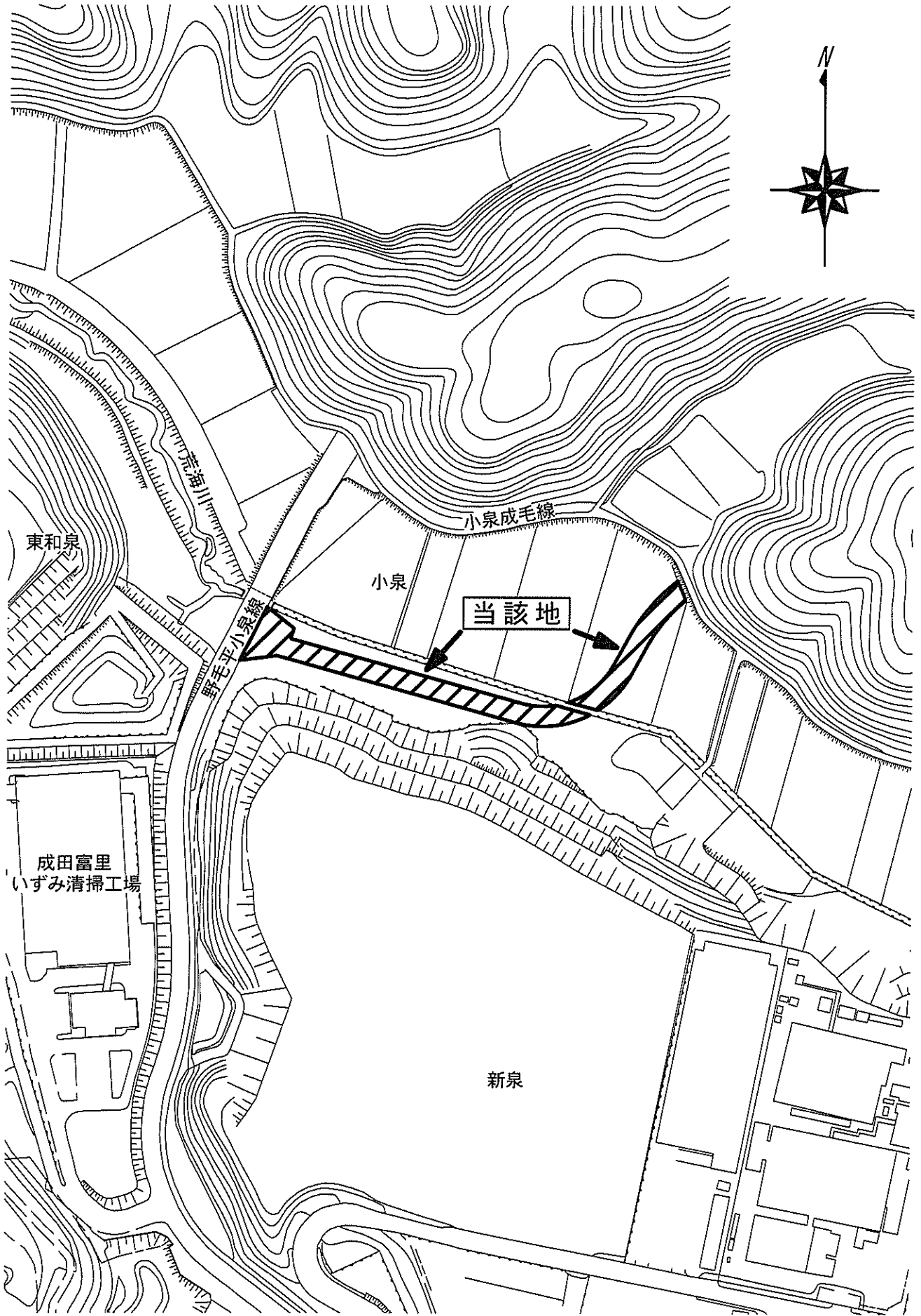
令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

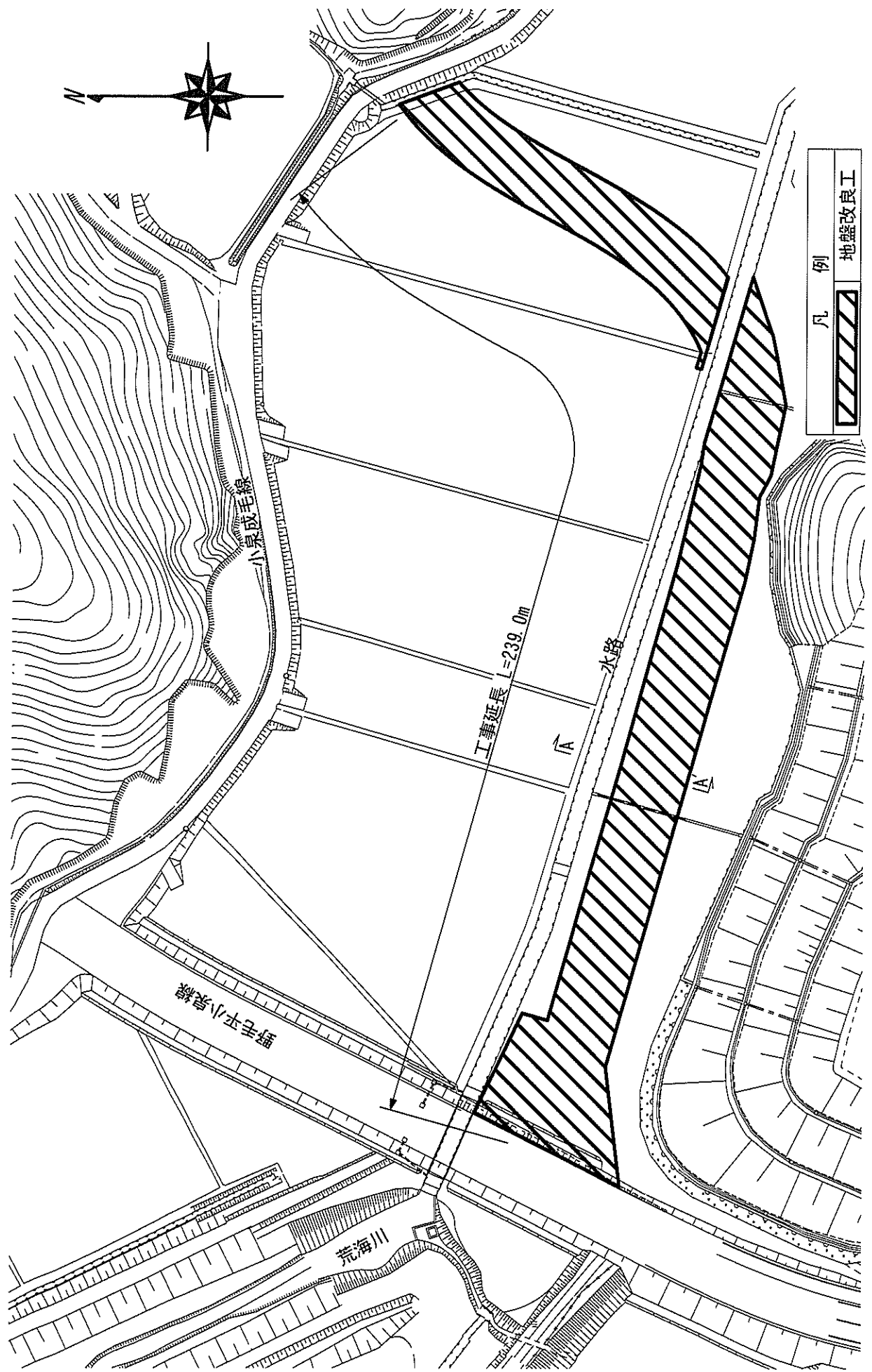
記

- 1 契約の目的 新清掃工場関連付帯施設アクセス道路築造工事（地盤改良工）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金 124,300,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市大清水214番地15  
関東機工建設株式会社  
代表取締役 小 松 茂 生

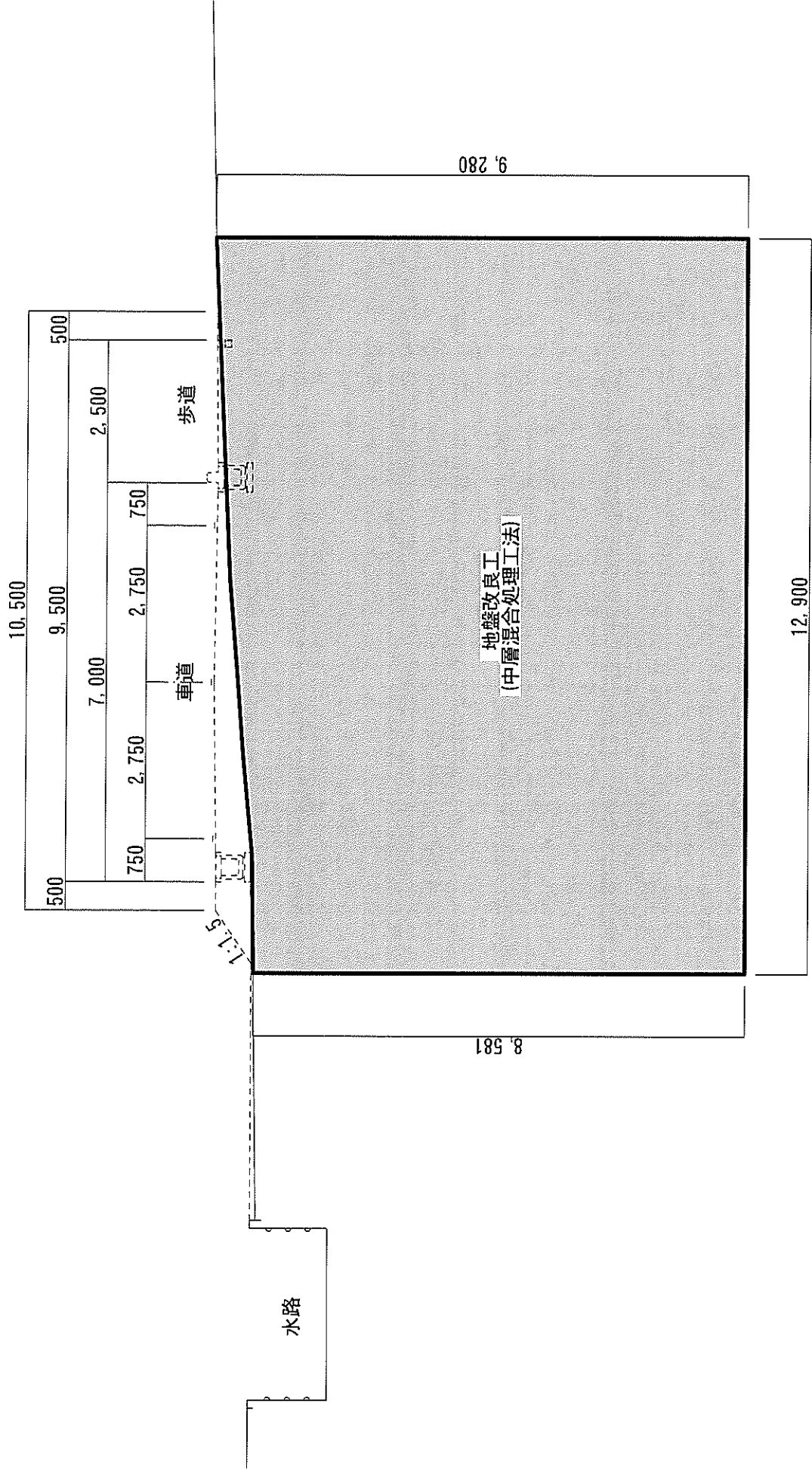
# 位置図



# 平面図



# A - A' 断面図



単位：mm

議案第25号

橋梁<sup>りょう</sup>修繕工事（郷部大橋）（第1径間他）請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 176,000,000円
- 2 変更のための増額 17,845,300円
- 3 変更後の契約金 193,845,300円
- 4 変 更 の 理 由 橋脚のひび割れの数量を精査したところ、損傷が進行しており、補修の対象となるひび割れの数量が増加したこと等に伴う増額のため

## 議案第25号資料

### 変更前の契約について

- 1 契約の目的 橋梁<sup>りょう</sup>修繕工事（郷部大橋）（第1径間他）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金 176,000,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市磯部541番地の1  
大徳産業株式会社  
代表取締役 大徳 静夫

議案第26号

東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事（コース築造工事）請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 323,400,000円
- 2 変更のための増額 6,492,200円
- 3 変更後の契約金 329,892,200円
- 4 変 更 の 理 由 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に伴う増額のため

議案第26号資料

変更前の契約について

- 1 契約の目的 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備工事（コース  
築造工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 323,400,000円
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市中央区都町三丁目29番1号  
林造園土木株式会社  
代表取締役 飯 嶋 茂 樹



議案第27号

市有財産の無償貸付けについて

下記のとおり土地を無償で貸し付ける。

令和6年2月22日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

1 目 的 国際医療福祉大学の成田薬学部の校舎，医学部及び成田薬学部の附属施設並びにこれらに関連する必要な施設の用地に供するため

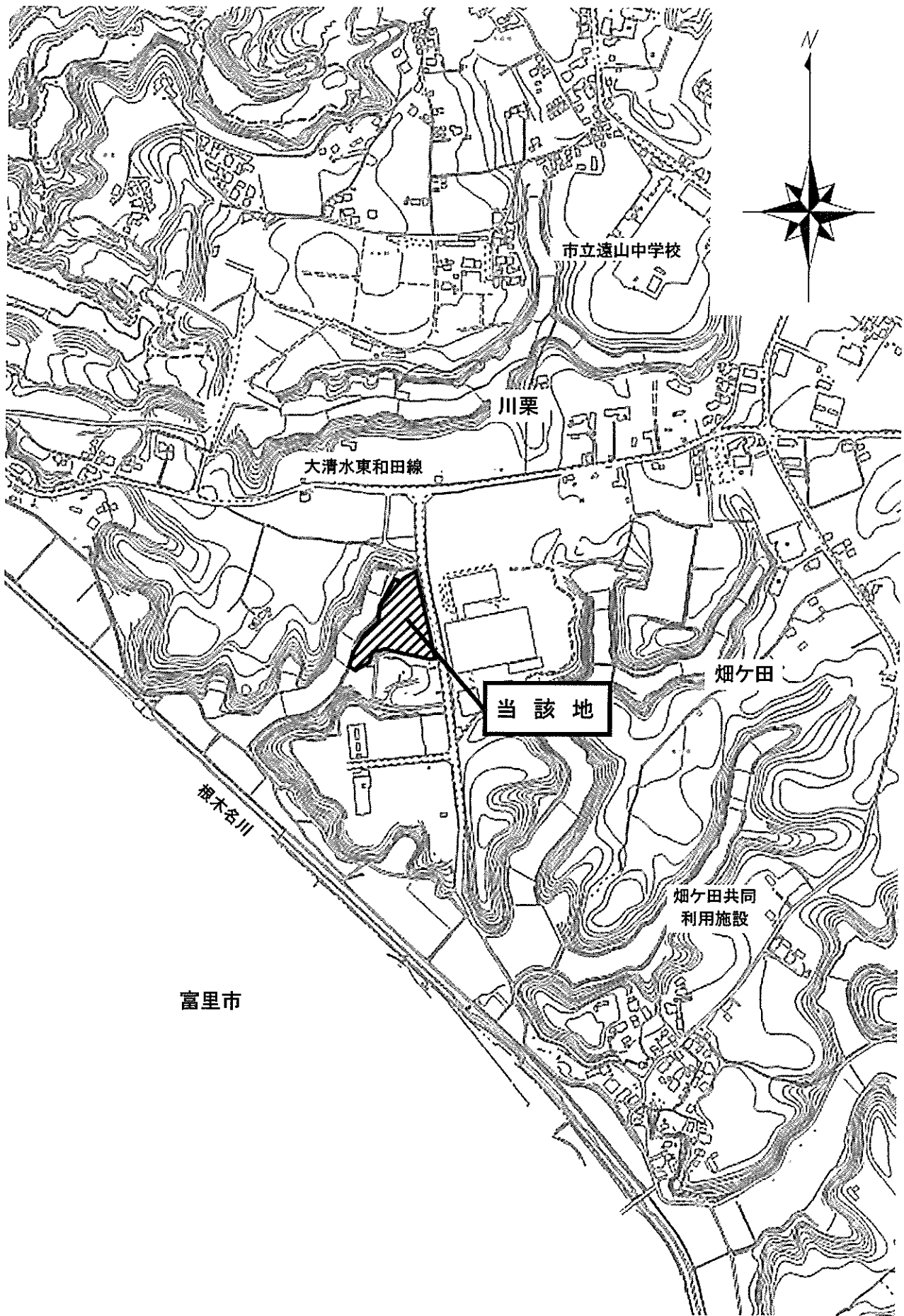
2 土地の所在地等

大字	字	地番	地目		地積 (㎡)
			台帳	現況	
畑ヶ田	地蔵谷津	845番の内	畑	雑種地	7,036.39
畑ヶ田	地蔵谷津	846番1	山林	山林	2,621.00
畑ヶ田	地蔵谷津	846番2	山林	山林	373.00
畑ヶ田	地蔵谷津	846番3	山林	山林	121.00
合 計					10,151.39

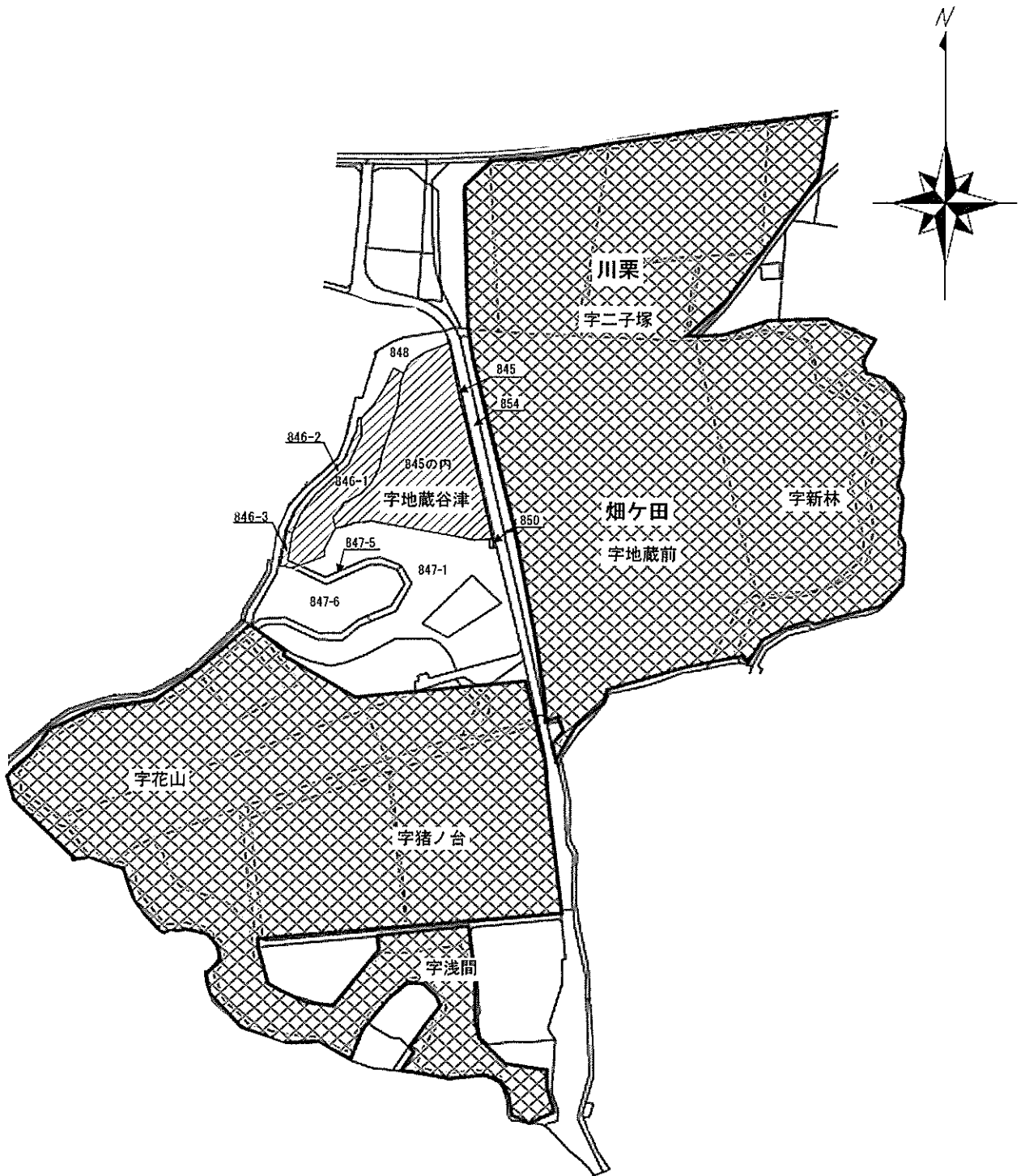
3 貸付けの相手方 栃木県大田原市北金丸字上ノ原2600番1  
学校法人国際医療福祉大学  
理事長 高木 邦格



4 無償貸付けの期間 令和6年4月1日から令和29年3月31日まで

# 位置図



# 公 図 写



凡 例	
	新たな目的で大学に引き続き貸し付ける土地
	既に貸し付けた土地



議案第 28 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 専 決 処 分 書

令和5年度成田市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

成田市長 小 泉 一 成

